

# 「高砂プレミアム付商品券」 取扱加盟店募集のご案内

令和3年10月

高砂商工会議所

長引くコロナ禍等により飲食・サービス業の景気鈍化が続く状況にある事から、消費者の購買需要の回復、市内事業者の経営支援を目的に「高砂プレミアム付商品券」を発行します。

つきましては、当商品券発行の趣旨・条件等をご理解いただき、当商品券の取扱加盟店となっていただく店舗を下記の通り募集します。

## 1 募集する店舗

商品券『高砂プレミアム付商品券』を取扱う店舗。全業種対象（条件等の詳細は下記の通り）

## 2 当商品券の概要

発行主体	高砂商工会議所
愛称	高砂プレミアム付商品券
セット内容	500円券12枚綴り（6,000円分）
販売金額	1セット5,000円（購入は1人5冊まで）
販売数	50,000冊（3億円分）
販売期間	・令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで ・販売所は、市内郵便局(10ヶ所)・但陽信用金庫 大塩支店・イオン高砂店(予定) （販売所により日程等が異なります）
使用有効期間	・令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月） ※ 利用有効期間後の当商品券の使用や現金との引き換えは取り扱わない
使用上の注意	・1回の買い物で使用できる当商品券の枚数は、各取扱加盟店に任せる ・ビール券等の他の商品券やプリペイドカード（チャージ含む）、タバコ、切手、公共料金の支払は不可 ・現金との引き換え、つり銭の取扱、再流通は不可
取扱加盟店の負担	・額面500円の商品券を額面通り換金する（手数料等金銭的な負担はありません）

## 3 換金方法等

換金取扱金融機関は、但陽信用金庫 市内の各支店窓口です。但陽信用金庫に口座がない場合は、新規に開設しお申込み下さい。（新規開設が困難な場合は高砂商工会議所まで直接お問い合わせください。）

なお、換金申出期間は、**令和3年12月1日（水）～令和4年3月11日（金）**です。期間外の換金は取扱いできません。その他詳細については、加盟店登録後にお伝えします。

## 4 取扱加盟店登録の条件及び申請方法

下記手順により、取扱加盟店登録の申請が必要です。

なお、取扱加盟店登録を頂いた方には、店頭用ポスター等を後日送付します。（11月中旬）

### ①提出書類

別紙2の取扱加盟店登録申請書に必要事項を記入・押印のうえ、高砂商工会議所に**FAX・郵送もしくは持参**でご提出下さい。（ご持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

### ②締切日

**令和3年10月18日（月）必着**

締切日以後も随時取扱加盟店申請の受付を行いますが、商品券利用者向けに発行する取扱加盟店名を掲載した一覧表（チラシ）に店舗名等が掲載されませんのでご注意ください。

### ③注意事項

高砂市内に複数の店舗がある事業者が応募する場合は、取扱加盟店管理の都合上、お手数ですが店舗ごとに1枚の申請書をご提出願います。

### ④取扱加盟店の条件

当商品券では、その目的に沿って、下表（取扱加盟店登録条件表）の通り条件を設定しております。取扱加盟店登録申請をしていただくためには、店舗区分ごとに定めた条件を全て満たすことが必要です。

#### 【取扱加盟店登録条件表】

条件A	条件B（共通）
店舗が高砂市内にある個人又は法人事業所	①但陽信用金庫の市内店舗に口座を有する（又は開設する）こと。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条第5項に規定する事業所に該当しないこと。

【業 種】 **全業種**（但し、一部取扱できない商品もありますので詳しくはお問合せ下さい）

### 5 その他（取扱加盟店のルール等）

取扱加盟店チラシはレジ周辺等の見やすい場所に、ポスターは店頭が目立つ位置に掲示して下さい。

その他は、別紙1「《高砂プレミアム付商品券》取扱加盟店のルール」に従って下さい。

なお、ルールに従うことができないときは、加盟店の取消し等の措置を講ずる場合があります。

#### ※お願い

- 商品券の普及促進のため、お店独自の工夫でPRに努めていただきますようお願いいたします。

#### 【お問合せ先・お申込先】

高砂商工会議所

〒676-8558 高砂市高砂町北本町1104

TEL 079-443-0500（平日9:00~17:00）FAX 079-442-0369

※申込書は、高砂商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

<https://www.takasago-cci.or.jp/>

## 「高砂プレミアム付商品券」 取扱加盟店のルール

高砂商工会議所

本商品券を取扱う加盟店におかれましては、下記のルールを厳守下さい。  
ルールに従うことができないときは、加盟の取消し等の措置を講ずる場合があります。

### 1 商品券の使用時等について

<p><b>①商品券を使用できない商品等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、タバコ、プリカ及びプリカへのチャージ）</li> <li>・風俗営業に関わるもの</li> <li>・国や地方公共団体等への支払、公共料金等の支払</li> </ul>
<p><b>②期間の厳守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年3月1日(火)以降、当商品券を使つての取引はできません</li> </ul>
<p><b>③1回の買い物で使用できる枚数</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各取扱加盟店に任せる</li> <li>★1回の使用限度額を周辺の見やすい場所に掲示して下さい（店舗ごとに決定下さい）</li> </ul>
<p><b>④取扱加盟店舗であることの表示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターは店舗入口周辺の見やすい場所に掲示して下さい</li> </ul>
<p><b>⑤不正使用（発行目的外使用）の禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品券の不正使用や偽造券を発見した場合は、当所へ速やかに連絡して下さい</li> </ul>
<p><b>⑥その他注意点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再流通は不可です。</li> <li>★お客さまが使用した商品券の裏面には再流出を防止するため、店名を記入又は押印するとともに、必ずきりとり線にそつて、一部を切り取つて下さい</li> <li>・つり銭には応じないようお願いします</li> </ul>

### 2 商品券の換金について

<p><b>①取扱金融機関</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金できる取扱金融機関は、但陽信用金庫の市内各支店です</li> <li>・口座をお持ちでない場合は新規に開設下さい</li> </ul>
<p><b>②期間の厳守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金申出期間は、<b>令和4年3月11日(金)まで</b>です。3月12日(土)以降の換金申出は いかなる理由でもできません</li> </ul>
<p><b>③換金時に金融機関窓口へ提出するもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裏面に店名の記入又は押印がある使用済商品券（一枚ずつ切り離して下さい）</li> <li>・換金依頼書（加盟店登録時に一定部数お渡ししますが金融機関にも置いてあります）</li> <li>・預金通帳</li> </ul>
<p><b>④換金手続きにおける使用済商品券の取扱いについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金時に提出して頂き「換金依頼書 加盟店控」を必ずもらつて下さい</li> </ul>
<p><b>⑤換金額の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換金手続き後、3営業日以降の入金となります</li> <li>・換金入金手続き後は、通帳記帳等により、換金額を確認して下さい</li> </ul>
<p><b>⑥不正使用（発行目的外使用）の禁止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱加盟店が自分で購入した商品券の換金は禁止です</li> <li>・未使用券、偽造券の換金もできません</li> </ul>